

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026 年 10 月 1 日適用）

本重要事項説明書は、2026 年 10 月 1 日より適用いたします。

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめ株式会社カブ&ピース（以下、「当社」といいます）が定める [KABU&需給約款] および [主契約料金表（以下、「料金表」といいます）] を承諾のうえ、当社ホームページよりお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から当社へ提供すること
- (3) 当社は、ガス事業法第 14 条（供給条件の説明等）およびガス事業法 15 条（書面の交付）につきましては、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代え、当社ホームページ等に掲載する方法により提供をいたします。

2. 加入要件、契約の成立

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社へスイッチングされる場合の供給開始日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。
- (3) 転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始日は、お客様が希望する日を基準として、協議するものといたします。
- (4) お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、継続されるものといたします。
- (5) お申込みにとまう不利益事項

契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- ・現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が単独請求になる可能性、消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの供給期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社よりWEBにてお知らせいたします。

(2) 料金の計算方法

料金は、使用量に応じて、料金表に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価は、毎月ミツウロコグリーンエネルギー株式会社のホームページでお知らせいたします。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

- ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値を当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は、原則として、口座振替は、毎月 27 日、クレジットカードは、カード会社の引落日、その他の支払方法の場合は請求支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

(4) ガス料金の支払方法

- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払いの 2 種類の方法からご選択いただけます。
- ・ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社より当社が指定した金融機関等に払い込まなかった場合、または当社の事情により口座振替またはクレジットカード払いによる支払いが出来ない場合等の特別な事情がある場合には、ガス料金を当社が指定した支払方法により支払っていただきます。

4. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーは類別 1 3A のガスを供給いたしますので、1 3A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量；44 メガジュール 標準熱量；45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5 キロパスカル 最低圧力；1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7

5. お客様からの申し出による需給契約の解約等

- (1) お客さまが需給契約を解約しようとする場合は、解約希望日の第 5 営業日前までに当社に通知していただきます。

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026年10月1日適用）

- (2) 需給契約は、「当社からの申し出による需給契約の解約」および次の場合を除き、お客さまが当社に通知した解約日に消滅いたします。ただし、当該通知が、当該通知に記載された解約日の第5営業日前までに当社に到達しない場合には、当該通知が当社に到達した日から第5営業日後が解約日となります。
- ① お客さまの責めとなる理由により当社が供給の終了処置をできない場合には、需給契約は供給の終了処置が可能となった日に終了するものといたします。
 - ② 当社との需給契約を終了し、他のガス小売事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続きガスを使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が終了するものといたします。
- (3) 当社は、解約に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の終了日を含むガス料金の算定期間のガス料金の支払期日までに、当該ガス料金とあわせて支払っていただきます。

6. 当社からの申し出による需給契約の解約等

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
- ・ 10によりガスの供給を制限等され、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ・ ガス料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ・ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ・ 当社が定める[KABU&ガス需給約款]および[料金表]の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他[KABU&ガス需給約款]から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合
 - ・ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ・ 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合
 - ・ 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ・ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ・ [KABU&ガス需給約款]または[料金表]の適用を受けられなくなった場合
 - ・ 当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむを得ない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合
- (2) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (3) (1)(2)により、当社が需給契約を解約する場合は、解約日に供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。
- (4) お客さまが、[KABU&ガス需給約款]27（需給契約の終了）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転する等、ガスを使用していないことが明らかな場合には、ガスを使用していないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

7. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものとします。

8. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社、ミツウロコグリーンエネルギー（委託先を含む）または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、正当な理由がない限り承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

9. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、10(供給施設等の保安責任(3)) 11(周知および調査業務(2))のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026年10月1日適用）

- (8) 定期調査、定期通知、開閉栓作業および当該一般ガス導管事業者から連絡があった際の消費機器の事故対応については、当社から委託する委託先業者が行います。

10. 供給の制限等

- (1) 当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
- ・[KABU&需給約款] 23（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者の係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
 - ・ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ・お客さまがガス工作物を故意または重大な過失により損傷し、または亡失させた場合
 - ・[KABU&需給約款] 35（保安に対するお客さまの協力）（5）および36（お客さまの責任）（4）に反した場合
 - ・[KABU&ガス需給約款] および[料金表]に反し、その旨を警告しても改めない場合
 - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ・ガス工作物の点検、修理その他工事实施のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまにお知らせすることがあります。

11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

12. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコグリーンエネルギーは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコグリーンエネルギーはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社またはミツウロコグリーンエネルギーは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。お客さまは調査の結果をミツウロコグリーンエネルギーが当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) ミツウロコグリーンエネルギーは、(2) のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。お客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ・高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ・当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ・料金表に定める供給ガスに適合するものであること。
 - ・高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ・当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。
- (3) お客さまは、所有および占有するガス工作物に関して、ガス事業法第62条が定める次の事項について遵守していただきます。
- ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること。

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026年10月1日適用）

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- （１） お客さまは、当社またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- （２） お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社およびミツウロコグリーンエネルギーに提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、ミツウロコグリーンエネルギーを通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として工事着手前に申し受けます。

18. その他

- ・ 上記に記載のない事項の取扱い、当社が定める[KABU&ガス需給約款]および[料金表]の供給条件によります。
- ・ 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、[KABU&ガス需給約款]および[料金表]の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・ [KABU&ガス需給約款]および[料金表]の料金プランの供給条件の内容は、当社のホームページで確認することができます。
- ・ 当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

19. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

株式会社カブ&ピース（取次事業者）

電話番号：0570-029-006

[受付時間：10:00～19:00（年中無休）]

ガス小売事業者

会社名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（ガス小売事業者登録番号：A0080）

本社所在地：〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目11番2号

[0120-326-230 受付時間帯：9:00～17:00（土・日・休祝日、年末年始を除く）]

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026 年 10 月 1 日適用）

（別 表 1）

主契約料金表

1. 適用条件
- ・ 京葉ガス株式会社および東邦ガス株式会社、西部ガス株式会社の託送供給約款で定める供給区域のお客さまが、KABU&ガスを希望された場合に適用いたします。

2. ガス料金

■KABU&ガス（京葉ガスエリア） 2026 年 9 月 30 日まで (消費税込)

適用区分	1 ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	815.10	179.78
B 表	20m³をこえ 100m³まで	1,171.50	161.96
C 表	100m³をこえ 350m³まで	1,986.60	153.81
D 表	350m³をこえる場合	6,609.90	140.60

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。

■KABU&ガス（京葉ガスエリア） 2026 年 10 月 1 日から (消費税込)

適用区分	1 ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	985.10	172.59
B 表	20m³をこえ 100m³まで	1,171.50	163.27
C 表	100m³をこえ 350m³まで	1,986.60	155.12
D 表	350m³をこえる場合	6,609.90	141.91

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。

■KABU&ガス（東邦ガスエリア） (消費税込)

適用区分	1 ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	759.00	210.52
B 表	20m³をこえ 50m³まで	1,588.88	169.03
C 表	50m³をこえ 100m³まで	1,833.33	164.14
D 表	100m³をこえ 250m³まで	2,077.77	161.70
E 表	250m³をこえ 500m³まで	2,648.14	159.41
F 表	500m³をこえる場合	7,109.25	150.49

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。

■KABU&ガス（西部ガスエリア） (消費税込)

適用区分	1 ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から 15m³まで	913.00	246.76
B 表	15m³をこえ 30m³まで	1,133.00	232.10
C 表	30m³をこえ 100m³まで	1,562.00	217.80
D 表	100m³をこえる場合	2,167.00	211.75

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。

3. 料金の日割り計算について
- ・ 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

- ① 日割計算後基本料金
- 基本料金×日割計算日数／30
- （備 考）
- ・ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
 - ・ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

- ② 従量料金
- 料金表における従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026 年 10 月 1 日適用）

（別 表 2）

原料費調整

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。
なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

京葉ガスエリア

$$\alpha = 0.7430$$

$$\beta = 0.0864$$

東邦ガスエリア

$$\alpha = 0.9576$$

$$\beta = 0.0466$$

西部ガスエリア

$$\alpha = 0.9423$$

$$\beta = 0.0620$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が京葉ガス：72,310 円、東邦ガス：83,350 円、西部ガス：85,350 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{京葉ガスエリア：72,310 円} \\ \text{東邦ガスエリア：83,350 円} \\ \text{西部ガスエリア：85,350 円} \end{array} - \text{平均原料価格} \right) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が京葉ガス：72,310 円、東邦ガス：83,350 円、西部ガス：85,350 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \left(\text{平均原料価格} - \begin{array}{l} \text{京葉ガスエリア：72,310 円} \\ \text{東邦ガスエリア：83,350 円} \\ \text{西部ガスエリア：85,350 円} \end{array} \right) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間

ガス需給契約に関する重要事項説明書（2026 年 10 月 1 日適用）

毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（閏年となる場合は、2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

(4) 原料費調整額
原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価
基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき（税抜き）	8 銭1 厘
------------------	--------

3 原料費調整単価等のお知らせ
当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。

(附則)

- 1 京葉ガスエリアのガス料金改定に伴う切替え措置
4. 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2026年10月1日より前であって、2026年10月1日から同月31日までの間に実施された検針により計量および算定された使用量にもとづいて算定される料金については、(別表1) 2. ガス料金「■KABU&ガス（京葉ガスエリア）2026年9月30日まで」に記載の料金表に基づきガス料金を算定いたします